

○ 防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）新旧対照表（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略） 2（略） 3 申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一（略） 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）<u>第三条第一項に規定する署名用電子証明書</u> 三（略） 4・5（略）	（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略） 2（略） 3 申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一（略） 二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）<u>第三条第一項に規定する電子証明書</u> 三（略） 4・5（略）

○ 防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十号）新旧対照表（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（電子署名等） 第三条 電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する情報であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書又は商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書であつて、防衛省が情報通信技術利用法第三条第一項の防衛省の使用に係る電子計算機から認証できるもの（以下「この省令に定める電子証明書」という。）と併せてこれを送信しなければならない。 （署名等に代わる措置） 第四条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名（当該電子署名等）に代わる措置	（電子署名等） 第三条 電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する情報であつて、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書又は商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書であつて、防衛省が情報通信技術利用法第三条第一項の防衛省の使用に係る電子計算機から認証できるもの（以下「この省令に定める電子証明書」という。）と併せてこれを送信しなければならない。 （署名等に代わる措置） 第四条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名（当該電子署名に係るこの省令

署名に係るこの省令に定める電子証明書が併せて送信されるものに限る。)とする。

に定める電子証明書が併せて送信されるものに限る。)とする。